

# 東京電機大学電機学校同窓会 会則

## 第1章 名称および事務所所在地

### (名称)

第1条 本会は、東京電機大学電機学校同窓会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都足立区千住旭町5番東京電機大学校友会内に置く。

## 第2章 目的

### (目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繫を緊密にし、学校法人東京電機大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 会員

### (構成員)

第4条 本会の会員は、正会員および特別会員よりなる。

- (1) 正会員は、東京電機大学電機学校（旧電機学校を含む）の卒業生とする。
- (2) 特別会員は、東京電機大学電機学校の元教職員（正会員である者を除く）および本会に特に功労のあった者で、幹事会の推薦を受けた者とする。

### (議決権等)

- 第5条 正会員は、東京電機大学電機学校同窓会総会（以下「総会」という。）の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。
- 2 特別会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。
  - 3 特別会員は、本会の求めに応じて意見を述べることができる。

## 第4章 役員等

### (役員構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長4名以内を置く。
- (2) 幹事として若干名を置く。（ただし、第1号の役員は幹事を兼務するものとする。）
- (3) 会計監査として2名以内を置く。

### (役員等の選任)

- 第7条 会長および副会長は、幹事会の互選により推薦し、総会において選出する。
- 2 幹事および会計監査は、正会員の中から幹事会で選出し、総会の承認を得るものとする。

### (役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、幹事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行する。
- 3 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、後任に業務引継をするまでは、その職務を行う。

(名誉会長等)

第10条 本会に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 本会に顧問若干名および参与若干名を置くことができる。

(名誉会長等の選任・職務)

第11条 名誉会長および顧問は、東京電機大学電機学校長の歴任者、特別会員および参与の中から会長が推薦する。

- 2 参与は、会員として功労のあった者のうちから、総会の承認を経て、会長が推薦する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べるができる。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、および幹事会とする。

(総会)

第13条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集し、次の事項についての決議を行う。

- (1) 本会の役員等の選出・承認
- (2) 本会の事業報告および決算の承認
- (3) 本会の事業計画および収支予算の承認
- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。
- 3 総会で決議された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。
- 4 総会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。ただし、会則の改正についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。

(幹事会)

第14条 幹事会は、役員により構成し、必要に応じて会長が招集し、会務を審議決定する。

- 2 幹事会は、議決権を有する構成員の過半数（委任状含む）の出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。

## 第6章 委員会

(委員会)

第15条 会長は、業務遂行上必要あると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、幹事の中から、会長が委嘱する。

3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。

## 第7章 会計

(経費)

第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

## 第8章 会則の改正および委任

(改正)

第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

1 昭和39年7月 制定

2 平成4年6月 一部改正

3 平成12年4月 一部改正

4 平成14年4月 一部改正

5 平成17年4月 一部改正

6 平成19年4月 一部改正

7 平成23年4月 一部改正

## 附 則

8 平成25年4月27日 一部変更

この会則の変更は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

9 平成28年4月23日 一部改正

## 附 則

10 令和5年4月22日 一部改正（第6条第1項第3号、第7条第2項、第8条第3項、第13条第2項）